

うるま市監査委員告示第2号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況の公表について

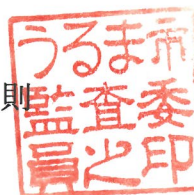
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月31日

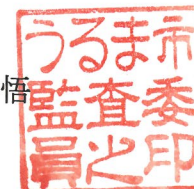
うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



令和6年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
(監査対象：令和5年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

項 目	報 告 事 項	措置状況	担当課
1. 補助金交付先団体（負担金支出団体含む）			
(1) うるま市体育協会			
○是正すべき事項等			
○担当課に求めるもの			
① 補助金交付申請書の確認	令和5年度うるま市体育協会収支予算書（当初予算書） 歳出3項9目福利厚生費本年度予算額788,000円に対して、補助金充当額808,000円と過充当となっていた。審査時の確認もれとのものであるが、チェックリストを作成する等、補助対象経費及び補助金充当額については、厳正に審査し、適正な事務に努めていただきたい。	令和5年度うるま市体育協会収支予算書（当初予算書） 歳出3項9目福利厚生費本年度予算額788,000円に対して、補助金充当額808,000円については、令和5年度うるま市体育協会歳入歳出決算書にて、支出済額766,852円に対して、補助金充当額766,000円に訂正しています。今後は、チェックリストを作成する等、しっかり確認します。	
② 実績報告書の十分な精査	補助金実績報告書に添付されている「歳入歳出決算書」においては、雑収入で受け入れた事務局職員の社会保険料個人負担分356,611円が歳入の福利厚生費（事業所負担分と合わせた社会保険料）に充当されておらず、支出した社会保険料766,852円のうち766,000円が補助金充当額として処理されていた。当該社会保険料個人負担分356,611円分については、補助対象外とするべきとの指摘に対し、団体と調整のうえ補助金返還として処理すると回答があったので、速やかに返還の手続きを行っていただきたい。 また、申請時の収支予算書には、補助金充当の無い支出科目について、実績報告では補助金が充当された処理がなされている支出科目も見受けられた。申請時における慎重な審査と合わせ、実績報告での決算書についても、補助金充当額の確認等も確実に行っていただきたい。	福利厚生費支出済額766,852円より雑収入で戻している社会保険料個人負担分356,611円については、補助金充当の対象とならないことから個人負担分356,611円を除いた額、410,241円が支出済額となり、補助金充当額は410,000円に修正となります。 当初の補助金充当額766,000円との差額356,000円を返還手続きを今年度中に行います。 補助金の充当については、今後適切な事務に努めます。 令和5年度市よりの補助金額 28,602,000円 補助金充当額（訂正前） 27,249,000円 差引額（償還金 H6.5.1済） 1,353,000円・・・(A) 補助金充当額（訂正後） 26,893,000円 差引額（令和6年度償還金） 1,709,000円・・・(B) 追加で償還する額 (B)－(A)＝ 356,000円	
③ 補助金交付要綱について	うるま市体育協会補助金交付要綱の中で補助対象となっている食糧費は、平成18年11月に定めた「うるま市補助金制度に係る指針」（令和6年3月改訂）では、対象外経費となっている。また、補助率も定められていない。補助金交付要綱の内容について、改めて確認を行い、指針に沿った内容となるよう必要な改正を行う等、適切な補助金運用となるよう努めていただきたい。	「うるま市補助金制度に係る指針」に沿った内容となるよう、うるま市体育協会補助金交付要綱の見直しを行い、食糧費の取扱いについて整理します。補助率については、他自治体の状況を精査しながら検討します。	スポーツ課
④ その他	当該団体の事務局については、事務局長及び副事務局長（役員手当の支給対象）に必要な手続きを経たうえで、所管課の課長及び係長が就いている。しかしながら現状の事務局業務への従事については、本来の職務と混合し曖昧な点も見受けられる。当該団体は、あくまでも外部の団体であり、その予算についても準公金として取り扱うこととなるため、事務局体制の在り方については、「うるま市補助金制度に係る指針」や「うるま市準公金取扱規程」等を参考に適切な事務及び予算管理が行えるよう検討していただきたい。	適切な事務及び予算管理が行えるように、うるま市体育協会事務局の在り方について、行政の役割と体育協会の役割について改めて整理を行います。	
○補助金交付先団体へ求めるもの			
① 補助金取扱の適正化	県民大会選考会費として各専門部に支給した事業費について収支（決算）報告書が、添付されていない競技が見受けられた。また選考会費として支給した事業費全額が賞品代金（商品券）として支出されているものや、支給した事業費以上に残額が発生している専門部も見受けられた。各専門部へ支給する金額や事業費の使途について詳細な規定等はなく、選考会以外の経費に費やされている現状もあった。補助金は、市民からの税金で賄われているものであることに留意し、補助金の取扱及び必要性について今一度再確認し、上記指摘事項について改善が図られるよう団体規程を整備する等、公正かつ効果的に補助金が使用されるよう努めていただきたい。	4項事業費、1目県民大会選考会費、3目県民体育大会費の各専門部に対する事業費については、役員会、理事会及び各専門部において支給する金額や事業費の使途についての見直しを令和6年度分より行います。 体育協会としての補助金に対する取扱の認識について、各役員及び専門部長（副部長）を含め運営に関わる全体に再確認を行います。	
② 自主財源の確保	「うるま市補助金制度に関する指針」では、補助金交付団体としての適格性において、「団体等の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること」となっており、実現できるよう努めていただきたい。	各専門部の大会開催時に参加者や参加チームによる参加費（会費）を徴収し、経費の縮小圧縮に努めています。参加費（会費）を県民体育大会への選手強化費として活用しており補助金だけに頼らず独自で工夫した資金確保に努めている専門部もあるので、全体的に取り組むように指導助言を行います。	

令和6年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
(監査対象：令和5年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

項目	報告事項	措置状況	担当課
(2) 一般社団法人 うるま市観光物産協会			
○是正すべき事項等			
○担当課に求めるもの			
① 補助金交付事務にかかる一件書類の整備	補助金申請書や実績報告書をはじめ、添付すべき証拠書類について、添付もれや文書收受印もれがあった。補助金交付要綱、文書取扱要綱等に基づき、申請時に提出された各資料については、十分な審査を行い、適正な事務執行に努めていただきたい。 また交付決定、検査調書は市長決裁としながら確定通知書では、部長決裁とするなど、決裁権者の区分にバラつきがあった。事務決裁規程等の遵守に努めていただきたい。	添付漏れや收受印漏れについては、今後、担当者と担当係長で二重チェックを確実に行うことで、再発防止に努めます。 また、決裁区分についても事務決裁規程等の遵守に努めます。	
② 補助対象期間の明確化	他の団体運営補助でも多く見受けられるが、運営費における補助対象経費として処理されている補助金交付決定以前の支出について、補助対象とできる根拠が確認できなかった。運営費補助は、4月から翌3月までの期間に対する補助金であるとの説明があったが、交付決定前の支出等を補助対象とする根拠は示す必要があると思われる。補助金交付の妥当性を確保するためにも要綱に明確に規定するよう検討していただきたい。	補助金の交付の妥当性をより明確にし、補助対象期間を具体的に規定するため、他団体の運営補助の取り扱い事例を参考にしながら、適正な補助金運用が図れるよう努めます。	
③ 実績報告書の十分な精査と補助金要綱の整備	運営補助金の人件費において、予算額に対して決算額が2百万円以上増となっていた。当該団体への聞き取りによると、3月決算賞与を追加で支給したことが主な要因との回答があったが、支給の根拠は確認できなかった。人件費には、市民からの貴重な税金を原資とする公金が97%充当されており、補助金申請時の予算を超えるような執行及び充当方法については、所管課においても補助対象経費として公益上の必要性について慎重に審査する必要がある。補助金の取扱について今一度再確認し、公正かつ効果的に使用されるよう努めていただきたい。 また、補助金申請後の事業内容（補助金充当を含む）変更について、交付要綱上、規定されていないため、適切な事務処理が行えるよう要綱上に変更に係る規定を明記するよう努めていただきたい。	補助金申請時の予算を超える執行及び充当については、補助金の申請・審査の段階からより慎重な確認を行い、適切な審査を実施します。 また、補助金申請後の事業内容（補助金充当を含む）変更に対応できるよう要綱を見直します。	
④ 繰越額の計上	令和5年度収支決算書において、令和4年度の差引収支額3,284,991円の剰余金が繰越額として明記されておらず、予算管理上適切な処理が行えていない状況が見受けられた。当該年度における決算上の剰余金は、次年度の収支決算書上において、繰越金として計上し、その使途についても明らかにするよう適切な指導に努められたい。	今年度の決算における剰余金につきましては、ご指摘のとおり、次年度の収支決算書において繰越金として適切に計上し、その使途についても明確にするよう対応いたします。	観光イベント課
⑤ その他	当該団体に対する団体運営補助金の交付については、設立時の経緯も勘案しながら、現状の財務状況（預金残高や資産状況）をしっかりと把握しつつ、「うるま市補助金制度に関する指針」に則った運用が図られるよう、適切な指導・助言等に努めていただきたい。	運営補助金の交付について、当団体と綿密に話し合いを行います。また、設立時の経緯も勘案しながら、担当課として「うるま市補助金制度に関する指針」に則った運用が図られるよう、適切な指導・助言等に努めていきます。	
○補助金交付団体に求めるもの			
① 適正な決算整理	令和5年度収支決算書には、令和4年度の差引収支額3,284,991円が繰越額として計上されていなかった。当該年度における決算上の剰余金は、次年度の収支決算書上において、繰越金として計上し、その使途についても明確に示していただきたい。	今年度の決算における剰余金につきましては、ご指摘のとおり、次年度の収支決算書において繰越金として適切に計上し、その使途についても明確にするよう対応いたします。	
② 運営補助金における人件費について	運営補助金の人件費において、予算額に対して決算額が2百万円以上増となっていた。3月決算賞与を追加で支給したことが主な要因で自主財源にて対応したと説明があったが、当該団体の規程等で支給の根拠や支給額の内容は確認できなかった。人件費には、補助金が97%充当されており、補助金交付申請後に変更が生じ、公益上の必要性があり補助金を充当しようする場合は、担当課と調整をする等、適正な措置を講じたうえで、補助事業実施に努めていただきたい。	補助金申請時の予算を超える執行及び充当については、補助金の申請・審査の段階からより慎重な確認を行い、適切な審査を実施します。併せて、補助金交付申請後に金額の変更が生じる場合は、担当課と調整をする等、交付申請後の金額変更に対応できるよう、適正な措置を講じたうえで、補助事業実施に努めます。	
③ その他	当該団体については、観光及び物産振興に特化した多岐にわたる取り組みが展開されており、自主財源確保のため会費の徴収（令和5年度決算額2,905,800円）もなされており、積極的に活動していることが伺える。しかしながら、団体運営補助の対象となっている団体の総務管理費については、未だ9割近くに補助金が充当されている状況である。 令和5年度においては、受託事業や自主事業等、補助事業以外の事業実施もできている状況から、団体運営補助に係る経費の一部についても、これらの財源で賄えるよう事業を展開し、自立に向けた積極的な取り組みについても邁進していただきたい。	自主事業については、公益業務を主に行っている組織であるため、人員不足等もあり、自主事業を増やしていくことは難しい現状ではあるが、経費負担が今後増えていくことも鑑み、自主事業を出来るだけ行い、経費に充当出来るように調整していきます。	

令和6年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
(監査対象：令和5年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

項目	報告事項	措置状況	担当課
(3)うるま市未来プロジェクトグループ 「うるま市農水産業振興戦略拠点施設（うるマルシェ）」			生産振興課
	○是正すべき事項等		
	○担当課に求めるもの		
	① 減免規定について うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第14条の利用料金の減免については、「減額又は全額免除」となっているが、「減額」についての基準が定められておらず、指定管理者が定めたガイドラインに基づき「減額」はすべて「50%」として運営しており、担当課においては、運用内容については把握していなかった。双方における共通の認識とするためにも、当該利用料金の減免基準については、条例又は規則に定めようとして、適正な施設運営に努めていただきたい。	減免規定について、指定管理者と共通の認識とするためにも、規則等で減額基準についての明確な基準を定めるよう改善を図ります。また、指定管理者と意見交換を重ねながら適正な管理運営に努めます。	
	② 基本協定書について (ア) 第18条の「翌月10日までに、業務報告書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない」について、書類は提出されているが、規則第16条に規定されている様式第21号が提出されていなかった。 所管課においては、提出日及び収受日が把握できるよう関連書類の整理・管理に努めていただきたい。 (イ) 第33条第2項において、「売り上げの総額に3%を乗じた額を基準とし、生産振興費を計上し実施する」とあるが、実施は達成できていなかった。 今年度は、次期指定管理者を決定する年度でもあり、当該協定書の規定する事項については、所管課や関連機関とも再確認し、実施が難しい内容とならないよう検討していただきたい。 (ウ) 第35条第5項「甲は、指定管理業務開始の前日までに貸与備品一覧表を作成し、乙は、それを基に管理し定期的に甲に報告しなければならない」とあるが、作成されていないため、報告されていなかった。 当該一覧表の作成や貸与備品の管理に係る不備については、双方でトラブルの原因にも発展しかねないため早急に対処するよう努められたい。	(ア) 今後は、業務報告書と様式第21号を同時に提出させるよう改善します。 (イ) 生産振興費等の計上費用については、うるマルシェの目的の一つである生産者の支援をするために必要な経費であることから、指定管理者へ最大限の努力をしてもらう一方、運営が厳しいものとならないよう検討します。 (ウ) 備品一覧表を作成し、指定管理者と情報共有します。	
	○指定管理者に求めるもの		
	今回の監査において、指定管理業務はおおむね適正に行われており、指定管理者制度導入の目的である第1次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する拠点として、順調に売上げを伸ばしている。指定管理者は、法令等を十分に確認し、市の条例等に基づいて設置された公の施設の管理を受託していることを念頭に置き、今後も適正な事務の執行に努められたい。	今回の監査結果報告を受けて、うるマルシェの設置目的をあらためて確認し、地域産業の活性化に資する公の拠点施設として運営し、また、条例や規則等に基づく適正な業務執行に努めます。	